第１章

2024 年度（令和 6 年度）
実態調査報告書概要

第１章　2024 年度（令和 6 年度）実態調査報告書概要

１　調査概要

（１）調査の目的

全国公共図書館協議会では、2023（令和 5）年度～2025（令和 7）年度の 3 か年で「公立図書館における電子図書館サービス」に関する調査研究に取り組んでおり、2024（令和 6）年度は、全国の公立図書館を対象に実態調査を行った。

近年、情報通信技術は大きな進歩を続けており、公立図書館においても、紙媒体の資料のみならず電子媒体による情報提供が行われてきている。全国公共図書館協議会では、2001（平成 13）年度・2002（平成 14）年度に公立図書館における電子図書館サービスに関して調査したが、以後、全般的な調査は実施していなかった。

今回の調査は、近年の状況を踏まえ、全国の公立図書館における電子図書館サービスの実態を把握するとともに、現状を分析し、課題等を整理することにより、今後の公立図書館における電子図書館サービスのより良い発展に資することを目的としたものである。

（２）調査対象

図書館法第 2 条 2 項の地方公共団体（以下、「自治体」という）が設置する公立図書館を対象とした。私立図書館は含まない。

自治体において図書館を複数設置している場合は、自治体内の全ての館の内容をとりまとめ、分館等のサービス実態も踏まえた回答として、1 自治体 1 館の回答としている。

表 1.1　調査票の回収状況

区分	回答自治体数	（参考）図書館設置自治体数（2023 年 4 月 1 日現在）
都道府県	47	47
市区町村	1,350	1,352
計	1,397	1,399

※図書館設置自治体数は、『日本の図書館統計と名簿 2023』（日本図書館協会）による

（３）調査内容

電子図書館サービスについて、（１）図書館基本情報、（２）電子図書館サービス全般、（３）デジタル資料の収集・作製、（４）デジタルアーカイブ、（５）電子書籍サービスの実施状況を調査した。設問で特別の指示がある場合を除き、2023（令和 5）年度末（2024 年 3 月 31 日）現在の状況、実績とした。

２　図書館基本情報

自治体人口規模は、都道府県では「100 万人以上 150 万人未満」が 13 館（27.7%）と最も多い。市区町村では、「1 万 5 千人以上 5 万人未満」が 376 館（27.9%）と最も多く、次いで「1 万 5 千人未満」が 359 館（26.6%）だった。

図書館全館の運営主体は、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「全館直営」が 6 割を超え、それぞれ 31 館（66.0%）、885 館（65.6%）だった。次いで、都道府県立図書館では「直営中心（一部

委託)」が 12 館（25.5%)、市区町村立図書館では「指定管理者中心」が 239 館（17.7%）だった。

図書館全体の職員数は、都道府県立図書館では「30～50 人未満」の図書館が 24 館（51.1%）と最も多く、次いで「50～100 人未満」が 18 館（38.3%）だった。一方、市区町村立図書館では「5～10 人未満」の図書館が 356 館（26.4%）と最も多く、次いで「10～15 人未満」が 251 館（18.6%）だった。

2023 年度の図書館費は、都道府県立図書館では「1 億円以上 2 億円未満」が 16 館（34.0%）と最も多く、次いで「2 億円以上 3 億円未満」および「4 億円以上」が 10 館（21.3%）だった。一方、市区町村立図書館では「1,000 万円以上 5000 万円未満」が 540 館（40.0%）と最も多く、次いで「5,000 万円以上 1 億円未満」が 283 館（21.0%）だった。

３　電子図書館サービス全般

提供している電子図書館サービスは、都道府県立図書館では「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」および「有料（商用）オンラインデータベース」が 47 館（100.0%)、「デジタルアーカイブ」および「国立国会図書館歴史的音源」が 46 館（97.9%）と高く、次いで「サピエ図書館」が 33 館（70.2%）だった。一方、市区町村立図書館では「電子図書館サービスを提供していない」が 538 館（39.9%）と最も多く、次いで「電子書籍サービス」が 476 館（35.3%)、「有料（商用）オンラインデータベース」が 462 館（34.2%）であり、都道府県立図書館との差が大きい。

契約しているオンラインデータベースについて、契約しているオンラインデータベース全体の年間利用件数の合計は、都道府県立図書館では「100～300 件未満」および「1,000 件以上」が 11 館（23.4%）と最も多く、次いで「500～1,000 件未満」が 10 館（21.3%）だった。一方、市区町村立図書館では、無回答を除くと「10～50 件未満」が 58 館（12.6%）と最も多く、次いで「100～300 件未満」が 41 館（8.9%）だった。契約しているオンラインデータベース数は、都道府県立図書館では「6～10 件未満」が 22 館（46.8%）と最も多く、次いで「10 件以上」が 18 館（38.3%）だった。一方、市区町村立図では「1 件」が 115 館（24.9%）と最も多く、次いで「2 件」が 91 館（19.7%）だった。契約しているオンラインデータベースの分野は、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「新聞記事」が 8 割を超え、それぞれ 46 館（97.9%)、393 館（85.1%）だった。次いで、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「法律・判例情報」が 2 番目に多いが、それぞれ 44 館（93.6%)、262 館（56.7%）と割合には差が見られる。

４　デジタル資料の収集・作製

デジタルで作成され、流通している資料（ボーンデジタル資料）のうち、収集しているものは都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「自治体のウェブサイト上の個々のコンテンツ（PDF データ等)」がそれぞれ 25 館（53.2%)、59 館（4.4%）と最も多い一方、割合にはかなりの差が見られる。

「自治体の行政資料、地域資料のデジタル資料（紙でも並行して刊行されているもの、ウェブサイト上でのみ提供されているもの含む。また、紙媒体をデジタル化した資料は含めない。以降、便宜上「電子行政等資料」という。)」について、都道府県立図書館では「収集している」が 30 館（63.8%）と最も多い。一方、市区町村立図書館では「収集していない」が 1,158 館（85.8%）と最も多く、次いで「収集している」が 157 館（11.6%）だった。また、収集した電子行政等資料の公開・提供は、都道府県立図書館では、無回答を除くと「実施している」が 27 館（57.4%）と最も多い。一方、市区町村立図書館では、無回答を除くと「実施している」が 142 館（10.5%）であり、割合には差が見られる。

所蔵資料のデジタル化は、都道府県立図書館では「現在資料のデジタル化を行っている」が 43 館

（91.5%）と最も多い。一方、市区町村立図書館では「資料のデジタル化を行ったことがない」が 961 館（71.2%）と最も多く、次いで「現在資料のデジタル化を行っている」が 237 館（17.6%）と、都道府県立図書館との差が大きい。また、デジタル化した資料を公開しているかどうかについて、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「公開している」が 8 割を超え、それぞれ 42 館（97.7%）、196 館（82.7%）だった。

５　デジタルアーカイブ

デジタルアーカイブの運用状況は、都道府県立図書館では「デジタルアーカイブを運用している（自館構築や ADEAC 等のパッケージ含む）」が 43 館（91.5%）と最も多く、次いで「他部署、他機関（例：博物館、生涯学習課、都道府県立図書館等）が運営しているデジタルアーカイブにコンテンツを搭載している」が 2 館（4.3%）、「その他」および「未実施」が 1 館（2.1%）だった。一方、市区町村立図書館では「未実施」が 1,036 館（76.7%）と最も多く、次いで「デジタルアーカイブを運用している（自館構築や ADEAC 等のパッケージ含む）」が 218 館（16.1%）、「他部署、他機関（例：博物館、生涯学習課、都道府県立図書館等）が運営しているデジタルアーカイブにコンテンツを搭載している」が 49 館（3.6%）だった。

2023 年度の延べアクセス数は、都道府県立図書館、市区町村立図書館いずれも無回答を除くと「10 万件以上」が最も多く、それぞれ 13 件（22.8%）、29 件（11.6%）だった。次いで、都道府県立図書館では「1,000 件以上 1 万件未満」と「1 万件以上 5 万件未満」がいずれも 12 件（21.1%）だった。市区町村立図書館では「1,000 件以上 1 万件未満」が 24 件（9.6%）だった。

デジタルアーカイブの活用状況について、都道府県立図書館では「刊行物（書籍、雑誌、新聞等）への掲載」が 34 館（79.1%）で最も多く、次いで「テレビ番組等での放映」が 31 館（72.1%）、パネル化による展示」が 24 館（55.8%）だった。一方、市区町村立図書館では「活用状況は把握していない」が 108 館（49.5%）と最も多い。

６　電子書籍サービス

電子書籍サービスの導入状況について、都道府県立図書館では「自館で電子書籍サービスを導入している」が 27 館（57.4%）で最も多く、次いで「未導入」が 19 館（40.4%）だった。一方、市区町村立図書館では「未導入」が 822 館（60.9%）で最も多く、次いで「自館で電子書籍サービスを導入している」が 387 館（28.7%）だった。

提供しているコンテンツの性質について、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「図書館が個々に選定・購入したコンテンツ」が 8 割を超えて最も多く、それぞれ 26 館（96.3%）、423 館(87.6%)だった。次いで、都道府県立図書館では「パブリックドメインの既存コンテンツ（青空文庫等）」が 4 館(14.8%)だった。一方、市区町村立図書館では「有料コンテンツの読み放題パック」が 245 館(50.7%)、「パブリックドメインの既存コンテンツ（青空文庫等）」が 194 館（40.2%）だった。

学校との連携事業として、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「学校を介した生徒への ID 配布」が最も多く、それぞれ 13 館（48.1%）、232 館（48.0%）だった。次いで、「ポスター・チラシの配布・掲示」がともに多く、それぞれ 10 館（37.0%）、177 館（36.6%）だった。

【本調査で扱う範囲・用語解説】

【本調査で扱う範囲】

■電子図書館サービス

広義には、「資料と情報を電子メディアによって提供すること」[1]を指すが、本調査では次のように扱う。

> 図書館が収集、契約または利用登録することにより、利用者が資料や情報にアクセスできるサービスに限定する（パッケージ系資料を除く）。
>
> とりわけ、本調査では公立図書館において、主として提供されている「デジタルアーカイブ」及び「電子書籍サービス」を主な対象として扱うこととする。

■デジタルアーカイブ

「様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体」[2]を指すが、本調査では、電子書籍サービスとの区別を行う観点から、以下のとおり扱う。

> 図書館または自治体が著作権を有しているデジタルコンテンツ、あるいは図書館または自治体が主体となって電子化を行ったコンテンツを公開することを主たる目的としたシステムを指す。
>
> インターネットを通じて公開しているものだけではなく、図書館内限定で公開しているものも含む。
>
> 電子書籍サービスのプラットフォーム上で図書館または自治体が著作権を有しているデジタルコンテンツを公開している場合は、電子書籍サービスの範疇に含む。

[1] ″電子図書館″. 図書館情報学用語辞典. 日本図書館情報学会, 第5版, 丸善出版, 2020, p.168

[2] ″「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン 用語集″. デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会. 2023. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/yougoshu_2023.pdf, （参照 2024-3-15）

【用語解説】

■エミュレーション

長期保存の観点から、古いシステム向けに作られた電子情報の継続的な利用のために、その電子情報の再生に必要な技術的環境を新しいシステム上に実現すること[3]。マイグレーションは、技術変化に対応していくことで情報の完全性を保持するのに対し、エミュレーションは、資料が持つもともとの再生環境を保持していくことで長期的な保存が可能となる[4]。

■サムネイル

コンテンツの要約又は一部分の表示。縮小した画像[5]。

■ジャパンサーチ

我が国が保有する様々な分野のコンテンツのメタデータを検索・閲覧・活用できるプラットフォーム。デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会の方針のもと、さまざまな機関の協力により、国立国会図書館がシステムを運用している[6]。

■デジタルアーカイブ

本調査では、「図書館または自治体が著作権を有しているデジタルコンテンツ、あるいは図書館または自治体が主体となって電子化を行ったコンテンツを公開することを主たる目的としたシステム」を指す。自館で構築しているものや、TRC ADEAC 等のパッケージを含む。

■デジタルブック

ここではウェブサイト上で閲覧できる図書や冊子、パンフレット類等のうち、実物の本のようにページ送り機能を持つメディアのことを指す。

■電子ジャーナル

従来は印刷物として出版されていた雑誌、とりわけ学術雑誌と同等の内容を、電子メディアを用いて出版したもの[7]。

■ボーンデジタル資料

作成、発生当初からデジタル形式で記録され、印刷されたメディアを持たず、電子メディアによってのみ作成され流通する情報[8]。

---

[3] "「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン 用語集". デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会. 2023. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/yougoshu_2023.pdf, (参照 2024-3-15)

[4] "エミュレーション". 図書館情報学用語辞典. 日本図書館情報学会, 第5版, 丸善出版, 2020, p.20

[5] "「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン 用語集". デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会. 2023. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/yougoshu_2023.pdf, (参照 2024-3-15)

[6] "ジャパンサーチの概要". ジャパンサーチ. https://jpsearch.go.jp/about#m4kouw162gazg, (参照 2024-3-15)

[7] "電子ジャーナル". 図書館情報学用語辞典. 日本図書館情報学会, 第5版, 丸善出版, 2020, p.166

[8] "ボーンデジタル". 図書館情報学用語辞典. 日本図書館情報学会, 第5版, 丸善出版, 2020, p.233

■マイグレーション

長期保存の観点から、デジタルデータの新しい媒体への移行や、現在の環境に適合したファイルフォーマットへの変換を実施すること[9]。

■メタデータ

データに関するデータを意味し、「サムネイル/プレビュー」や用語を統制するための語彙等も含むものとして広く定義されることもあるが、ここでは、コンテンツの内容、外形、所在等を記述したデータのことをいう。図書館における書誌データ、アーカイブ機関の収蔵品等の目録データ、文化財の基礎データ等のテキストデータやURI参照のデータを指す[10]。

■CCライセンス（クリエイティブ・コモンズ・ライセンス）

インターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール[11]。

■DOI（Digital Object Identifier）

コンテンツの電子データに付与される国際的な識別子。ブラウザ等に入力するとコンテンツの所在情報（URI）に変換されるので、それを使ってコンテンツにリンクを張ることで、リンク切れを防ぐことができる[12]。

■IIIF（International Image Interoperability Framework）

ウェブサイトで公開されている画像データやそれに付与された様々な情報を一定のルールで取り出して共有できる国際的な画像の相互運用規格[13]。

---

[9] ″「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン 用語集″. デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会. 2023. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/yougoshu_2023.pdf, （参照 2024-3-15）

[10] ″「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン 用語集″. デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会. 2023. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/yougoshu_2023.pdf, （参照 2024-3-15）

[11] ″クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは″. クリエイティブ・コモンズ・ジャパン. https://creativecommons.jp/licenses/, （参照 2024-3-15）

[12] ″国立国会図書館におけるDOI付与″. 国立国会図書館. https://www.ndl.go.jp/jp/dlib/cooperation/doi.html, （参照 2024-3-15）

[13] ″「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン 用語集″. デジタルアーカイブジャパン推進委員会実務者検討委員会. 2023. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/yougoshu_2023.pdf, （参照 2024-3-15）